〈共同記者会見〉 新型コロナウイルス感染症 対策本部決定事項について

令和3年8月12日

感染急拡大に伴う県の対策等について

▽ 宮城県・仙台市独自の「緊急事態宣言」を発令し、 仙台市内の接待を伴う・酒類を提供する飲食店等に対する時短要請の延長等を行う

対策の主な変更点

- ① 「リバウンド防止徹底期間」から<mark>県と仙台市独自の「緊急事態宣言」へ移行(8月12日</mark>から<mark>8月31日まで</mark>)
- ② 飲食店等に対する時短要請の延長等

現行		8月17日営業分以降
要請対象	接待を伴う飲食店等、 <mark>酒類を提供する飲食店等</mark> (※「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」 <mark>認証店を除く</mark>)	継続(同左)
対象地域	仙台市全域	
営業時間	午前5時から午後9時まで	午前5時から <mark>午後8時</mark> まで
酒類提供	午前11時から <u>午後8時</u> まで	午前11時から <mark>午後7時</mark> まで
要請期間	令和3年7月21日から令和3年8月16日まで	<u>令和3年8月17日から令和3年8月31日まで</u>

- ③ 県民等に対し、**県外との往来自粛**に加え、**県内の外出・移動**についても**一層の注意喚起・要請**を行う (※<mark>家族や普段行動を共にしている仲間と少人数で、</mark>感染防止対策を万全に、「三密」等を回避)
- ※ これまでリバウンド防止対策として取り組んできた「4本柱」対策は引き続き推進 (=基本的感染対策の徹底・検査体制の充実・飲食店認証制度・ワクチン接種加速化)



県・市独自の緊急事態宣言発令に伴う県民の皆様へのお願い

【外出·移動】

- **県外との不要不急の移動の自粛** (特に**感染拡大地域との往来は延期・自粛**)
- 県内であっても、外出・移動の必要がある場合は、 極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、 基本的な感染防止対策を万全にし、混雑する場所・時間を避けること

【飲食店の利用等】

- 飲酒を伴う大人数や長時間におよぶ会食・行事を自粛すること、 会話の際のマスク着用を徹底すること(飲酒を伴わない場合も注意すること)
- **飲食店の求める感染防止策**に**積極的に協力**すること

【感染リスクの高い行動自粛】

○ **路上・公園等**における**集団での飲酒**など<mark>感染リスクの高い行動を自粛</mark>すること